

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百九十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年九月十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表Ⅱ区分057(2)④中「イ バイポーラカップ
127,000円」を 「イ バイポーラカップ（Ⅰ） 1
ウ バイポーラカップ（Ⅱ） 1
27,000円
34,000円」に改める。

別表Ⅱ区分058(1)に次のように加える。

⑥ 片側置換用材料（Ⅲ） 178,000円

別表Ⅱ区分061(9)①イを次のように改める。

イ 下顎骨・骨盤再建用

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

i 標準型 69,500円

ii 三次元型 71,300円

別表Ⅱ区分073(2)に次のように加える。

③ 特殊型 17,700円

別表Ⅱ区分117(2)を次のように改める。

(2) 植込型除細動器（Ⅲ型）

① 標準型 3,000,000円

② MRI対応型 3,150,000円

別表Ⅱ区分117(4)を次のように改める。

(4) 植込型除細動器（Ⅴ型）

① 標準型 3,060,000円

② MRI対応型 3,210,000円

別表Ⅱ区分144(1)を次のように改める。

(1) 単極又は双極用

① 標準型 4,090,000円

② MRI対応型 4,300,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱに次のように加える。

182	バルーン拡張型人工生体弁セット	4,310,000円
183	血管内塞栓材	8,670円

別表Ⅴ区分005(1)㊦を次のように改める。

イ 下顎骨・骨盤再建用		
i	標準型	69,500円
ii	三次元型	71,300円

別表Ⅵ区分008中「758円」を「796円」に改める。

別表Ⅸ(3)の表を次のように改める。

112	ペースメーカー (6) デュアルチャンバ (Ⅳ型) ② MRI対応型 (薬事法承認番号) 22400BZX00131000	平成24年10月1日から 平成26年3月31日まで	1,080,000円
114	体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (2) 心臓電気生理学的検査機能付加型	平成24年10月1日から 平成26年3月31日まで	382,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

<p>⑤ アブレーション機能付き イ 接触情報感知機能付き (薬事法承認番号) 22400BZX00163000</p>		
<p>117 植込型除細動器 (2) 植込型除細動器 (Ⅲ型) ② MRI対応型 (薬事法承認番号) 22500BZX00292000 22500BZX00294000</p>	<p>平成25年10月1日から 平成26年3月31日まで</p>	<p>3,230,000円</p>
<p>117 植込型除細動器 (4) 植込型除細動器 (Ⅴ型) ② MRI対応型 (薬事法承認番号) 22500BZX00292000 22500BZX00294000</p>	<p>平成25年10月1日から 平成26年3月31日まで</p>	<p>3,290,000円</p>

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

<p>144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器</p> <p>(1) 単極又は双極用</p> <p>② MRI対応型</p> <p>(薬事法承認番号)</p> <p>22500BZX00293000</p>	<p>平成25年10月1日から 平成26年3月31日まで</p>	<p>4,410,000円</p>
<p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）</p> <p>② 血管分岐部対応型</p> <p>(薬事法承認番号)</p> <p>22400BZX00516000</p>	<p>平成25年7月1日から 平成26年3月31日まで</p>	<p>1,970,000円</p>
<p>182 バルーン拡張型人工生体弁セット</p> <p>(薬事法承認番号)</p> <p>22500BZX00270000</p>	<p>平成25年10月1日から 平成26年3月31日まで</p>	<p>4,530,000円</p>